

船橋市国民保護協議会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、船橋市国民保護協議会条例（平成18年船橋市条例第1号）第6条の規定により、船橋市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 委員は、協議会開催の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

（委員）

第3条 委員は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第40条第4項各号に定められた区分に応じ、別表に定める団体等の職にある者に対し、市長が委嘱し、または任命する。

2 委員（法第40条第4項第7号及び第8号の規定により任命された委員を除く。）が協議会の会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

（部会）

第4条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。
- 3 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。
- 4 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、船橋市市長公室防災課に置く。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月 日 から施行する。

別表

	種別	団体等	職名
1	会長	船橋市	市長
2	1号委員	関東地方整備局千葉国道事務所	所長
3	1号委員	関東農政局千葉農政事務所	食糧部長
4	2号委員	陸上自衛隊第1空挺団	副団長
5	3号委員	千葉県葛南県民センター	所長
6	3号委員	千葉県葛南地域整備センター	所長
7	3号委員	千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所	所長
8	3号委員	千葉県水道局船橋水道事務所	所長
9	3号委員	千葉県船橋警察署	署長
10	3号委員	千葉県船橋東警察署	署長
11	4号委員	船橋市	助役
12	4号委員	船橋市	助役
13	5号委員	船橋市教育委員会	教育長
14	5号委員	船橋市	消防局長
15	6号委員	船橋市	収入役
16	6号委員	船橋市	建設局長
17	6号委員	船橋市	健康福祉局長
18	6号委員	船橋市	市長公室長
19	6号委員	船橋市	企画部長
20	6号委員	船橋市	総務部長
21	6号委員	船橋市	都市計画部長
22	6号委員	船橋市	保健所長
23	6号委員	船橋市	医療センター院長
24	7号委員	東京電力株式会社	京葉支社長
25	7号委員	京葉ガス株式会社	導管部保安指令センター船橋所長
26	7号委員	株式会社NTT東日本 - 千葉	京葉営業支店長
27	7号委員	社団法人千葉県看護協会	船橋地区部会行事幹事
28	7号委員	東日本旅客鉄道株式会社	船橋駅長
29	7号委員	京成電鉄株式会社	京成船橋駅長
30	7号委員	東武鉄道株式会社	船橋駅長
31	7号委員	新京成電鉄株式会社	北習志野駅長
32	7号委員	東葉高速鉄道株式会社	北習志野駅長
33	7号委員	日本通運株式会社	船橋支店長
34	7号委員	社団法人千葉県トラック協会	船橋支部長
35	8号委員	社団法人船橋市医師会	会長
36	8号委員	社団法人船橋歯科医師会	会長
37	8号委員	社団法人船橋薬剤師会	会長
38	8号委員	社団法人千葉県接骨師会	船橋・鎌ヶ谷支部会長
39	8号委員	船橋市赤十字奉仕団	委員長
40	8号委員	船橋市議会	議長
41	8号委員	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	会長
42	8号委員	船橋市自治会連合協議会	会長
43	8号委員	船橋市消防団	消防団長
44	8号委員	株式会社JCN船橋習志野	常務取締役
45	8号委員	船橋建設業協会	会長

船橋市国民保護協議会運営要領の一部変更について

新旧対照表

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第40条第4項各号に定められた区分に応じ、<u>別表に定める団体等の職にある者に対し、市長が委嘱し、または任命する。</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第40条第4項各号に定められた区分に応じ、<u>別表に掲げるとおりとする。</u></p>